

阿賀野市告示第37号

阿賀野市熱中症対策エアコン購入費助成事業実施要綱を次のように定める。

令和4年3月10日

阿賀野市長 田中清善

阿賀野市熱中症対策エアコン購入費等助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、高齢者等の熱中症予防のため、エアコン未設置の世帯に対して、予算の範囲内で購入費等を助成するものとし、その事業の実施に関しては、阿賀野市補助金等交付規則（平成16年阿賀野市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 高齢者世帯 65歳以上の者のみの世帯（申請年度において65歳に到達する者を含む。）

(2) 障がい者世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第5条第1項第2号による級別が1級から6級までと記載されている者が世帯主又は世帯構成員となっている世帯で、その者が同居している世帯

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）第2条により交付を受けた療育手帳に、同要綱第4条第2項第2号により療育手帳に記載される障害の程度がA又はBと記載された者が世帯主又は世帯構成員となっている世帯で、その者が同居している世帯

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項による障害等級が1級から3級までと記載されている者が世帯主又は世帯構成員となっている世帯で、その者が同居している世帯

(3) 児童扶養手当受給世帯 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条第1項の規定による児童扶養手当受給世帯

(4) 生活保護世帯 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項の規定による保護受給世帯

（助成対象世帯）

第3条 本市の住民基本台帳に登録されている世帯であつて、居住する住宅においてエアコンが未設置であり、次のいずれかに該当する世帯とする。ただし、第1号から第3号に掲げるものについては、申請日において市税を滞納している世帯又は世帯分離をしていて他世帯と同一住宅に居住している世帯を除く。

- (1) 高齢者世帯で、申請日において市民税が非課税の世帯
 - (2) 障がい者世帯で、申請日において市民税が非課税の世帯
 - (3) 児童扶養手当を受給している世帯
 - (4) 生活保護世帯
- （助成の対象経費等）

第4条 助成の対象となる経費は、エアコン本体の購入及び設置に要する経費とする。ただし、新築・増改築時に設置する場合を除く。

2 前項の規定にかかわらず、助成金の対象世帯が設置工事を行った場合は、設置工事に要した費用は助成の対象経費としない。

（助成金額）

第5条 助成金の額は、5万円を上限とする。

2 前項に規定する助成金の額に1,000円未満の端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（助成金の申請期限）

第6条 助成金に係る申請期限は、毎年5月1日から10月31日までとする。

（助成金の申請）

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、熱中症対策エアコン購入費等助成金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 設置しようとするエアコンの製品の購入及び設置費用が分かる見積書
- (2) エアコンの本体及び室外機の設置予定箇所の写真
- (3) 申請者名義の振込先が確認できる書類
- (4) 申請者と家屋の所有者が異なる場合は、家屋所有者の承諾書

2 助成金の申請回数は、1世帯につき1回限りとする。

（助成金の交付決定、及び通知）

第8条 市長は、前条の申請を受理したときは、これを審査し、助成の適否を

決定して熱中症対策エアコン購入助成交付決定（却下）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 申請者は、エアコンの設置が完了したときは、熱中症対策エアコン購入費等助成金実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に報告しなければならない。

（1） 設置したエアコンの製品の購入日が確認できる領収書

（2） エアコンの本体及び室外機の設置後の写真

（助成金の確定通知）

第10条 規則第14条の規定により助成金の額を確定したときは、熱中症対策エアコン購入助成金確定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成金交付の取消し）

第11条 市長は、助成金交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部、又は一部を取り消すものとする。

（1） 偽りその他不正な手段により、助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

（2） 助成金を他の目的に使用したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該交付者にその返還を命ずるものとする。

（状況調査）

第12条 市長は、必要に応じて当該エアコンの状況調査を行うことができる。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年5月1日から施行する。

第1号様式(第7条関係)

熱中症対策エアコン購入費等助成金交付申請書

年 月 日

阿賀野市長 様

申請者

住所 阿賀野市

氏名

(電話 ー)

阿賀野市熱中症対策エアコン購入費等助成金事業実施要綱第7条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

設置場所	
購入機器	
見積書	円

【同意書兼誓約書】

申請者及び以下の者は、この助成金の交付の可否を決定するために、住民基本台帳、市税課税等状況及び居宅におけるエアコンの設置状況について、阿賀野市が調査することに同意します。また、申請時に申請者が現に居住する住宅にエアコンが設置されていないことを誓約します。

世帯員の氏名	生年月日	続柄	世帯員の氏名	生年月日	続柄

注) 振込先の口座名は原則申請者の口座となります。

振込先	預金種別	口座番号	口座名義(カタカナで記入)	
	普通・当座			
	金融機関名		店名	

- 添付書類
- ・ 設置しようとするエアコン製品の購入及び設置費用が分かる見積書
 - ・ エアコンの本体及び室外機の設置箇所の写真
 - ・ 申請者名義の振込先が確認できる書類
 - ・ 申請者と家屋の所有者が異なる場合は、家屋所有者の承諾書

第2号様式(第8条関係)

熱中症対策エアコン購入費等助成金交付決定(却下)通知書

第 号
年 月 日

様

阿賀野市長

年 月 日付けで交付申請のありました熱中症対策エアコン購入費等助成金については、次のとおり決定(却下)したので通知します。

1 助成金交付決定額

円

2 審査の結果、却下することに決定しました。

理 由	
-----	--

3 交付の条件

偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、全部又は一部を返還すること。

年 月 日

阿賀野市長 様

住所

氏名

熱中症対策エアコン購入費等助成金実績報告書

年 月 日付け第 号で、助成金交付決定を受けた事業について、下記のとおり助成事業が完了しましたので報告します。

記

1 助成金交付決定額 円

2 事業に要した経費 円

3 添付書類

- (1) 設置したエアコンの製品の購入日等が分かる領収書
- (2) エアコンの本体及び室外機の設置後の写真

第4号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

住所
氏名

阿賀野市長 ⑩

熱中症対策エアコン購入費等助成金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった熱中症対策エアコン購入費等助成金
について、下記のとおり確定したので通知します。

記

- | | |
|------------|---|
| 1 助成金交付決定額 | 円 |
| 2 助成金交付済額 | 円 |
| 3 助成金確定額 | 円 |